

## 支援業務の実施に関する計画

### 【イ 組織及び運営に関する事項】(共管省令第 40 条第 1 号関係)

#### ①業務の実施体制・実施方法等

##### ・人員体制

##### 《居住支援業務》

担当部署：居住支援

担当職員の配置：1 名 (専任)

3 名 (兼務)

##### 《経理》

法人本部が対応

##### ・運営体制

相談受付日時：平日 午前 9:00～午後 5:00

相談受付方法：電話、窓口相談等

#### ②専門技術の確保 (実績等)

##### 《担当職員の保有資格》

- ・居住支援業務を担当する職員の保有資格：(社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士)

##### 《法人としての活動実績》

- ・令和 6 年より事業実施
- ・令和 7 年 12 月、中河内・南河内エリアにおける大阪府居住支援研修会・交流会に参加
- ・令和 8 年 1 月、社会福祉法人のための居住支援法人勉強会に参加
- ・新規相談 月 10 件程度

#### ③支援業務以外の業務を行う場合、支援業務の公正な実施に支障を及ぼさないものであること

支援業務以外にあっせん業務を行っているが、支援業務が完了した後に行う業務であるため、支援業務に支障を及ぼすものではない。

### 【ロ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項】(共管省令第 40 条第 2 号関係)

※住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合、次の 3 つを必ず記載ください。

#### ①支援業務の内容、②料金形態 (対価)、③支援の提供条件

##### (1) 家賃債務保証業務 (法第 62 条第 1 号)

必要が生じた場合には、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図って対応を予定。

##### (2) 円滑入居促進業務 (法第 62 条第 2 号)

営業時間内において、電話、来店による相談等に対応。要配慮者の希望条件を確認し、ネット環境を活用し、物件を不動産店と共に探し、条件を満たす物件を紹介。物件の内覧、不動産店との同行を行い、必要に応じて契約の立ち合いをする。希望する物件が見つかるまで支援する。要配慮者内の居住支援協議会及び各行政の主催する相談会への協力。

##### (3) 生活安定向上業務 (法第 62 条第 3 号)

必要が生じた場合には当該業務を実施予定。

##### (4) 賃貸人への情報提供業務 (法第 62 条第 4 号)

必要が生じた場合には当該業務を実施予定。

(5) 残置物処理等業務（法第 62 条第 5 号）

必要が生じた場合には、残置物処理等業務の認可を受けた事業者と連携を図って対応を予定。

(6) 附帯業務（法第 62 条第 6 号）

円滑な入居の促進等に必要な付帯業務を実施。

【ハ 地方公共団体等との連携に関する事項】（共管省令第 40 条第 3 号関係）

《地方公共団体との連携》

- ・令和 7 年 4 月より令和 8 年 3 月 Osaka あんしん住まい推進協議会会員として住宅確保要配慮者への住宅紹介実績あり。(70 件)
- ・行政機関（東大阪市、福祉事務所）より住宅確保要配慮者の相談実績あり、(60 件)

《円滑入居促進に資する活動を行う者との連携》

○不動産業者との連携

- ・地域の不動産業者（現在 3 社）と定期的に情報交換を行い、入居希望者のニーズに合った物件情報を迅速に提供
- ・入居に際しての見守りや特別な配慮が必要な場合には、不動産業者と協力して対応策を検討（実施）

《福祉に関する活動を行う者との連携》

○地域福祉団体との協力

- ・地域の社会福祉協議会や NPO 法人と連携し、高齢者、障がい者、子育て世帯など、特別な支援が必要な方々に対するサポートを実施。
- ・自法人が運営する 2 箇所の地域包括支援センターとの連携を図る。
- ・定期的な情報交換会を開催し、支援ニーズの把握と対応策の検討を実施。

○医療機関との連携

- ・地域の医療機関と協力し、入居者の健康管理や医療支援を実施。
- ・定期的な健康診断の実施や、緊急時の医療対応についての協力体制を構築。

○介護サービス事業者との連携

- ・介護サービスを提供する事業者と連携し、介護が必要な入居者に対する適切なサービス提供を確保。
- ・ケアプランの作成や見直しにおいて、事業者と密に連携し、入居者の生活の質の向上を図る。

○ボランティア団体との協働

- ・地域のボランティア団体と協力し、入居者への日常生活支援や交流活動を推進する。買い物支援や話し相手サービスなど、入居者のニーズに応じた柔軟な支援を提供する。

《地域コミュニティとの協働》

- ・地域の自治会やコミュニティ団体と協力し、入居者が地域社会にスムーズに溶け込めるような支援。
- ・地域イベントへの参加を促進し、地域住民との交流を深めることで、入居者の孤立を防ぐ。
- ・地域の自治会や民生委員への普及啓発を行う。

【ニ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項】（共管省令第 40 条第 4 号関係）

当法人は、質の高い支援業務を提供するために、以下の方針で人材の確保と資質の向上を図る。取り組みは、毎年度の事業計画書に反映し、実施状況を事業報告書で報告する。

《人材の確保》

採用活動の強化：地域の大学や専門学校と連携し、福祉分野に興味を持つ学生を対象にしたインターンシッププログラムを実施します。これにより、将来的な人材確保を目指す。SNS 等で活動を発信し、事業に興味、関心を持ってもらう。

《資質の向上》

定期研修の参加：職員のスキルアップを図るため、年に数回、研修に参加数する。研修内容は、福祉に関する最新の知識や技術、コミュニケーションスキルの向上などに参加する。

資格取得支援制度：職員が不動産・福祉関連の資格を取得する際の費用を一部補助する制度を設け、自己啓発を促進する。

《メンタルヘルスサポート》

相談窓口の設置：職員のメンタルヘルスをサポートするため、専門の相談窓口を設置し、必要に応じてカウンセリングを提供する。

これらの取り組みは、毎年度の事業計画書に具体的な目標と活動内容として反映し、年度末には事業報告書において実施状況と成果を詳細に報告します。これにより、継続的な事業運営と改善の確保を図ります。

※記載するにあたり、別紙「支援業務の実施に関する計画の記載について」をご覧ください。